

ーダーには、審査請求人を識別できる映像が映っているはずなので開示すべき。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 個人情報開示請求の対象となる「個人情報」とは、条例第 2 条第 1 号において、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものとされている。
- 2 また、「特定の個人を識別できるもの」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、当該情報の本人である特定の個人が明らかに識別される場合等をいうものとされている。
- 3 しかしながら、ドライブレコーダーに記録された映像は解像度が低く、個人の容貌が審査請求人本人のものであると判断できないことから、本人である特定の個人が明らかに識別できる場合に該当しないため、個人情報開示にはそぐわない。

第 5 審議会の判断

1 争点

審査請求人が開示を求めている本件映像が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かが争点となっている。

2 市バスにおけるドライブレコーダーについて

- (1) 市バスにおけるドライブレコーダーは、市バスの車両に設置した 4 台または 5 台のカメラにより、運行中の市バス車内・車外の状況を記録する装置である。
- (2) 実施機関は、「名古屋市交通局営業本部自動車部が管理する運行記録カメラの管理規程」を定め、運行中の市バス車内・車外の状況を記録し、事故防止等の教育に活用することを目的として、ドライブレコーダーを市バスに設置し、適正な運用を図っている。
- (3) したがって、市バスにおけるドライブレコーダーは、個人を識別し、特定することを目的として設置しているものではなく、記録した映像において個人を特定する必要性は認められない。

3 ドライブレコーダーの映像について

当審議会が本件映像を検分したところ、乗客や乗務員の容貌が撮影されており、個人に関する情報と認められるものの、実施機関の主張するとおり画質が極めて低く、撮影されている乗客の中から審査請求人を特定することが可能なものではなかった。

4 したがって、本件映像について、審査請求人を本人とする保有個人情報であると特定できず、本件映像が条例第 2 条第 2 号に規定する保有個人情報に該当しないとした本件処分は妥当であると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 7月 6日	諮問書の受理
8月16日	実施機関の弁明書の写しを受理
8月16日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合はその旨の連絡をするよう審査請求人に対し通知
8月23日	審査請求人の反論意見書を受理
平成29年 5月19日 (第226回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月19日 (第226回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
6月16日 (第227回審議会)	調査審議
7月 5日	答申